

高松市立香南小学校「いじめ防止基本方針」

平成26年4月1日策定

令和2年4月1日改定

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（平成25年度いじめ防止対策推進法第2条）個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

2 いじめに対する本校の基本認識

上記の考え方のもと、本校ではすべての職員が「いじめは決して許されないことであり、生命にかかわる重大な人権侵害となる行為である。また、いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。」ことを基本認識として共有する。

3 いじめの防止のための基本的考え方

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりの構築

「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体で共有する。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成する。

人権教育や道徳教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。

(3) 自己有用感や自己肯定感を育む。

全ての児童生徒が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じとることができる機会を提供する。

(4) 児童自らがいじめについて学び、取り組む。

児童自身が主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

(5) いじめの早期発見、早期解決のために必要な手段を講じる。また、アンケートなどの様々な手立てを講じることによって、いじめを早期に発見し、解決に向けた取組を行う。

4 いじめの防止のための具体的な取組

(1) いじめをしない、許さない雰囲気づくりに努める。

① 「なかま月間」(強めよう絆月間)の取組

友だちのことを考えていく月間とし、各学級、代表委員会での話し合いを行い、11月を重点指導月間として、人権・同和教育に関する内容に重点化した取り組みを行う。各学級や委員会ごとに友だちとの絆がより深まるような活動を考え実践している。また、12月にはなかま集会を開いている。各学年がなかま月間で考えたことを発表し、全校

生で絆を深めていけるようにしている。学級ごとに人権に関わるめあてを作成し、互いに認め合い高め合うことの大切さを感じ取る。

② いじめゼロ月間の取組

1 1 月を「強めよう絆・いじめゼロ月間」とし、互いの人権を尊重することの大切さについて学んだことをなかま集会で実感できるようにする。

③ ありがとうの日

自他を尊重して、人と関わり合う力や豊かな人間性、社会性を育成するため「ありがとうの日」を位置づけ、「わたしたちの道徳」を活用して家庭との連携を図る。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成する。

① 道徳教育の充実

道徳の時間と生活目標を関連付け、道徳の時間で高められた道徳的心情を、日常生活のなかで進んで行おうとする実践意欲及び態度を育てる。

② コミュニケーション能力の育成

対話的な学習活動を通して、自分の思いを伝えたり、相手の思いを感じ取ったりする資質能力を高める。

③ 読書活動の推進

読書月間の取組や読書名人の認定、2 3 が 6 0 運動等を通じて読書活動を推進し、豊かな心の醸成に努める。

④ 情報モラル教育

インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、児童生徒に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について学習参観や学級 PTA を通じて保護者への啓発を行う。

(3) 自己有用感や自己肯定感を育む。

① 一人一人が活躍することができる活動の設定

- ・ふれあい班活動における異学年縦割り班活動の充実
- ・児童の自発的な活動を支える特別活動の充実
- ・「家庭学習の手引き」を活用し、児童の主体性を重視した家庭学習の充実

② あいさつ運動やボランティア活動の推進

児童会が推進するあいさつボランティアやちょボラへの参加や、香南町全体で取り組む「高松エアポートクリーン作戦」への参加を推奨し、活動への意欲や自己有用感を高めることをめざす。

③ ユニバーサルデザインの授業づくり

ペア、グループ、全体へつなげる等、学習形態を工夫することによって、全ての児童が参加できる、活躍できる授業づくりを推進することで、児童の主体性や自己有用感を高める。

(4) 児童自らがいじめについて学び、取り組む。

① 児童会を中心とした取組

「いじめゼロ子どもサミット」の参加者による報告会の開催や、「強めよう絆月間」の取組等、児童会が中心になって全校生に働きかけることによって、主体的にいじめについて学ぼうとする意欲を高める。

② なかま集会の取組

各学年ごとに人権について学んだことを発表する機会をもつことによって、発表に向けた学びがより主体的なものになるようにする。

(5) いじめの早期発見、早期解決のために必要な手段を講じる。

① 教師の日常的な観察

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことによって、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。

② 情報の共有

気になる児童がいる場合には、学年団や生徒指導担当に伝えたり、職員会議や生徒指導委員会の場で全職員に伝えたりすることによって情報を共有し、常に複数の目で当該児童を見守る。

③ 横浜プログラムの実施と活用

横浜プログラムのアンケート（6月、11月）を実施し、児童の自尊感情や学級集団への満足度などを知ることができるようにしている。自尊感情や学級集団への満足度が低い傾向にある児童に対し、個別に声をかけたり、エンカウンターなどの学習を行ったりし、「自分は一人ではない」という気持ちをもてるようにしている。

④ なやみ相談カード・いじめに関するアンケートの実施

毎月なやみ相談カードを全員に記入させるようにしている。なやみがない子については最近がんばっていることなどを書くように促している。なやみ相談カードの実施により、早めに児童の悩みについて知り、解決の手立てを打つことができるようになった。児童の声にしっかりと耳を傾けることにより、児童理解に努めることができている。また、いじめに関するアンケートを、学期の中間に行い、いじめに対しての早期発見、迅速な対応、適切な指導ができるようにする。

⑤ 教育相談活動の充実

保護者に対して、月1回の教育相談日に教育相談を受ける希望を取り、時間や相談担当者、場所などを調整し、実施する。必要な場合には、担任から保護者へ働きかける。スクールカウンセラーは、児童や保護者や教員への相談活動を行うと共に、夏季休業中には教員対象に講話を行い、教員のカウンセリングの力を高める。

5 いじめ発生時の取組

(1) いじめ防止対策委員会

いじめ問題と疑われる事案やいじめが発生した場合、直ちににいじめ防止対策委員会を開き、いじめの認定を行ったり対応を協議したりする。いじめ防止対策委員会参加メンバーは以下の通りである。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、関係学年主任、関係学級担任、スクールカウンセラー

(2) いじめ発生時の対応

① 学級担任だけで抱え込むことがないように、校長以下全ての教員がチームとして問題の

早期解決をめざして取り組む。

- ② 情報収集を綿密に行い、事実関係を詳細に把握する。
 - ③ いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童には毅然とした態度で指導にあたる。
 - ④ 傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。
 - ⑤ いじめられている児童の心の傷をケアするために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら指導を行う。
 - ⑥ 謝罪をもっていじめ問題の解決とせず、長期にわたって観察を継続する。
- (3) 家庭や地域、関係機関との連携
- ① いじめ問題が発生した場合、家庭との連絡をいつも以上に密にし、学校側の情報や取組について伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題を解決することのないようにする。
 - ② 学校や家庭になかなか話すことができないような状況であれば、いじめ問題の相談窓口等の利用を検討する。
 - ③ 状況に応じて、高松市教育員会・香川県教育員会・高松市こども女性相談室・香川県子ども女性センター・高松南警察署・高松法務局等の関係機関と連携を図りながら、問題解決に向けて取り組む。